

株式会社P X Pと相模原市の  
脱炭素社会の実現に向けた連携協定書

株式会社P X P（以下「P X P」という。）及び相模原市（以下「市」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、P X P及び市が相互に連携及び協力し、次世代太陽電池の活用により、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーの転換を推進し、脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 P X P及び市は、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力する。

- 次世代太陽電池を通じた脱炭素の普及・啓発に関する事項
- 公共施設等における次世代太陽電池の実証実験に関する事項
- 次世代太陽電池を通じた脱炭素教育に関する事項
- その他次世代太陽電池に関する事項

2 P X P及び市は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 P X P又は市が、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにP X P又は市から書面による解約の申出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 P X P及び市は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中であるか有効期間満了後であるかを問わず、

第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、P X Pは、市の事前の書面による承諾を得ることなく、本協定に基づく活動に必要な範囲内において、自己の関連会社に対して、前項と同様の義務を負わせることを条件に、市から知り得た秘密情報を開示することができる。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づく取組は原則、無償とするが、費用が発生する場合は、P X P及び市が協議の上、負担を決める。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、P X P及び市は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、P X P及び市はそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月7日

相模原市緑区西橋本5丁目4番21号  
株式会社P X P 代表取締役社長

栗谷川 悟

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長

本村 賢太郎